

明治二十五年三月二十日  
第三千九百九十四号

# 官報

(号外)  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

### 〔政 令〕

○平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(一九)

本号で公布された  
法令のあらまし

◇平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害

についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(政令第十九号)

(内閣府本府)

1 平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害を特定非常災害として指定することとした。

2 当該特定非常災害に対し、次に掲げる措置を適用することとした。

(一) 行政上の権利利益に係る消滅日の延長に関する措置

(二) 期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置

(三) 債務超過を理由とする法人の破産手続開始の決定の特例に関する措置

3. この政令は、公布の日から施行することとした。

## 政 令

平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十三年三月十三日

内閣総理大臣 菅 直人

政令第十九号

平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成八年法律第八十五号)第一条第一項及び第二項前段、第二条第一項、第四条第一項並びに第五条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

(特定非常災害の指定)

第一条 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(以下「法」という。)第二条第一項の特定非常災害として平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害を指定し、同年三月十一日を同項の特定非常災害発生日として定める。

(特定非常災害に対し適用すべき措置の指定)

第二条 前条の特定非常災害に対し適用すべき措置として法第二条から第五条までに規定する措置を指定する。

(延長期日)

第三条 第一条の特定非常災害についての法第三条第一項の政令で定める日は、平成二十三年八月三十一日とする。

(免責期限)

第四条 第一条の特定非常災害についての法第四条第一項の政令で定める特定義務の不履行についての免責に係る期限は、平成二十三年六月三十日とする。

(法第五条第一項の政令で定める日)

第五条 第一条の特定非常災害についての法第五条第一項の政令で定める日は、平成二十五年三月十日とする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣 菅 直人

総務大臣 片山 善博

法務大臣 江田 五月